

登下校時間帯に合わせて、**地域ぐるみの見守り活動**



外に出て花の水やりをする



家の前で掃除をする

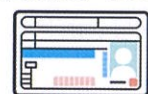


犬の散歩をする

など、時間と場所を工夫して、何かをしながら登下校のこどもたちを見守りましょう。

マイナンバーカードと運転免許証の一体化 (令和7年3月24日運用開始)

● 免許証は選べる3タイプ



免許証
のみ



マイナ免許証
(免許情報が記録されたマイナンバーカード)
のみ



2枚持ち

マイナ免許証のメリット

ワンストップサービスで住所変更等がラクに!

オンライン講習が受講可能に!

住所地以外での更新の迅速化・申請期間延長!

更新手数料が安く

マイナ免許証のみ保有者
自治体に届け出るだけ

優良運転者講習・一般運転者講習
24時間・どこでも受講可

優良運転者・一般運転者
経由地更新即日完了

マイナ免許証は免許証と比べて更新手数料が安くなります。



マイナ免許証の注意点

- オンライン講習の受講だけでは、更新手続きは完了しません。
- マイナンバーカードの券面には免許情報(有効期間等)が記載されません。
- マイナンバーカードを更新や紛失した場合、新たなカードには免許情報が記録されていません。
- マイナンバーカードは警察で預かることができないため、手続きに時間がかかる場合があります。
- 2枚持ちの方は更新時、免許証とマイナ免許証どちらかを忘れた場合、更新できません。
- 住所変更ワンストップサービス等の利用には事前に手続きが必要です。

※ 詳しくは岐阜県警察本部運転免許課(058-295-1010)へおたずねください。

交通遺児激励金への御寄附のお願い

岐阜県では、皆様からの善意の御寄附をもとに、毎年5月5日のこどもの日に合わせ、県内にお住いの交通遺児の方々に対して激励金を支給しています。

趣旨に賛同いただき、御寄附をくださる方は、

岐阜県環境生活部県民生活課(TEL 058-272-8205)までご連絡ください。

御寄附いただきました皆様、誠にありがとうございました。

Dream Power 実行委員会/協若 保雄/(特非)ぎふ長良川走ろう会/池田町交通安全協議会各支部
中濃消防組合交通安全青年部会/(一社)岐阜県道路交通安全施設業協会/岐阜県民共済生活協同組合
ヤマトホールディングス株式会社/全国共済農業協同組合連合会岐阜県本部/田中 英次
(一社)岐阜県自動車会議所/十六リース株式会社/他2名

(令和7年2月末時点:順不同、敬称略)

岐阜県交通安全対策協議会

事務局 岐阜県環境生活部県民生活課 交通安全・コミュニティ係 TEL:058-272-8205

令和7年春の全国交通安全運動



令和6年度 JA共済小・中学生交通安全ポスターコンクール 岐阜県知事賞
揖斐川町立小島小学校2年(受賞当時) 藤内 湊大さんの作品

実施期間 **令和7年4月6日(日)~4月15日(火)**

運動の重点

- こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践
- 歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進
- 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底

交通事故死ゼロを目指す日 **令和7年4月10日(木)**

重点

1

こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる 道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践

推進項目1

通学路を始めとした安全な 道路交通環境の確保

通学路や、こどもが日常的によく利用する道路などで、登下校中の時間帯にあわせて、見守り活動を推進しましょう。

推進項目2

歩行者の正しい横断方法の実践

横断歩道を渡るときは手を上げるなど、運転者に意思を伝え、横断中も周囲の安全を確認しましょう。

こどもや高齢者、障がいのある人が道路を横断しようとしている場合には、声掛け、誘導するなど、地域一体となった交通安全活動を推進しましょう。

重点

2

歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶や シートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進

推進項目1

運転者の歩行者優先意識等の徹底

横断歩道等に歩行者などがいないことが明らかでない場合を除いて、直前で停止できるような速度で進行しましょう。

推進項目2

ながら運転の根絶

運転中の携帯電話等の通話や注視は、画面等に意識が集中してしまい周囲の危険を発見できず、重大事故につながる危険な運転です。

推進項目3

飲酒運転の根絶

「飲酒運転を絶対にしない、させない、許さない」という環境を地域や職場などで作りましょう。

推進項目5

高齢運転者の交通事故防止対策

加齢などに伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響を理解し、安全運転を心がけましょう。

推進項目4

妨害運転等の防止対策

「思いやり・ゆすり合い」の気持ちを持った運転をするとともに、被害防止のためドライブレコーダーを取り付けましょう。

推進項目6

二輪車運転者に対する広報啓発

正しいヘルメットの着用とプロテクターを着用し、交通事故の被害軽減を図りましょう。ペダル付き電動バイク（モペット）も交通ルールに従って運転しましょう。

推進項目7

後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用と チャイルドシートの正しい使用の徹底

全ての座席でシートベルトとチャイルドシートを正しく着用し、交通事故の被害軽減を図りましょう。

重点

3

自転車・特定小型原動機付自転車利用時の ヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底

推進項目1

自転車利用者の乗車用 ヘルメット着用と安全確保

全ての自転車利用者はヘルメットを着用するとともに、夜間のライト点灯や反射材用品等を取り付けましょう。

推進項目2

自転車の交通ルール遵守と 新たなルールの周知

「自転車安全利用五則」を守り、正しく安全に自転車を利用しましょう。

推進項目3

特定小型原動機付自転車利用時の乗車用ヘルメット 着用と交通ルール遵守の徹底

交通事故の被害を軽減するため、運転するときは、ヘルメットを着用しましょう。また、法律で定める基準に満たさないものは、特定小型原動機付自転車にはなりません。



自転車運転中の新たな罰則

令和6年11月1日、道路交通法の改正により自転車の危険な運転に新しく罰則が創設されました。

運転中の携帯電話使用等

スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに罰則の対象となりました。
※停止中の操作は対象外

違反者は、
6月以下の懲役又は10万円以下の罰金
交通の危険を生じさせた場合、
1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

酒気帯び運転及び幫助

自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

違反者は、
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
自転車の提供者は、
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
酒類の提供者・同乗者は、
2年以下の懲役又は30万円以下の罰金